

学校法人天使学園役員及び評議員の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は学校法人天使学園（以下「学園」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員及び学園評議員（以下「評議員」という。）に支給する報酬等について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語を以下のとおり定義する。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(理事長及び常勤役員の報酬)

第3条 理事長及び常勤役員に対する報酬総額（年額）の上限は7,200,000円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

(非常勤役員及び評議員の報酬)

第4条 理事会及び評議員会への出席に係る報酬は、一日当たり15,000円とする。

2 前項に規定する以外の職務に係る報酬は、一日当たり10,000円とする。

(退職金)

第5条 役員及び評議員には、退職金は支給しない。

(交通費の支給)

第6条 役員及び評議員の交通費は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路によるものとし、居住地から本学までの通勤区間における公的交通機関の往復の料金を、報酬に併せて支給する。

2 住居が遠隔地（片道50Km以上）の場合の交通費は学園旅費規程を準用して計算し、支給する。ただし、日当は支給しない。

3 前2項に規定する交通費は、在札者には支給しない。

(報酬及び交通費の適用外)

第7条 第3条から第5条に規定する報酬及び交通費は、学園の教職員である役員及び評議員には適用しない。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤の役員に対する報酬及び交通費の計算期間は、月の1日から末日までとし、その支給日は毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げる。

2 非常勤の役員に対する報酬及び交通費の計算期間は、月の1日から末日までとし、その支給日は翌月25日とする。ただし、その日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げる。

3 評議員に対する報酬及び交通費は、評議員会への出席等法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

4 報酬は、全額を通貨又は本人の同意を得て、金融機関の本人名義口座へ振り込むことによって支給する。

5 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費の支給)

第9条 役員及び評議員が、外部機関が主催する会議等に出席する場合の旅費については、学園旅費規程を準用し、支給する。

(公表)

第10条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(事務)

第11条 役員及び評議員の報酬等支給に関する事務は、事務局総務課が行う。

(改正)

第12条 この規程の改正は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

1. この規程は、2009年9月1日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、学校法人天使学園役員報酬規程（平成3年4月1日施行）及び学校法人天使学園役員等旅費規程（平成9年4月1日施行）は廃止する。
3. この規程は、2012年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。